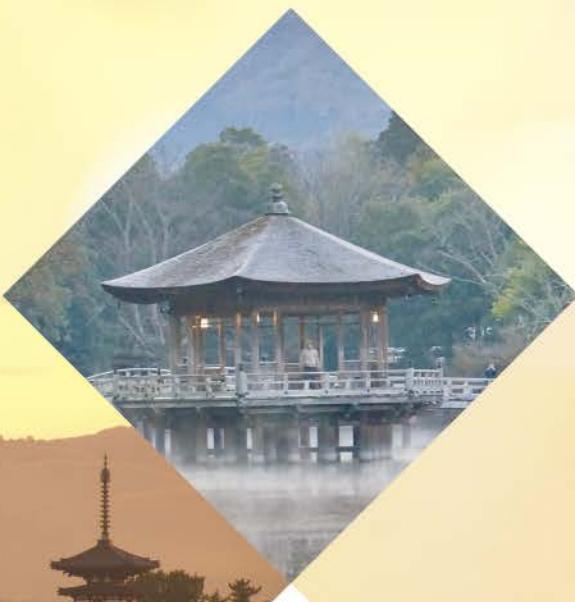




ハートニュース

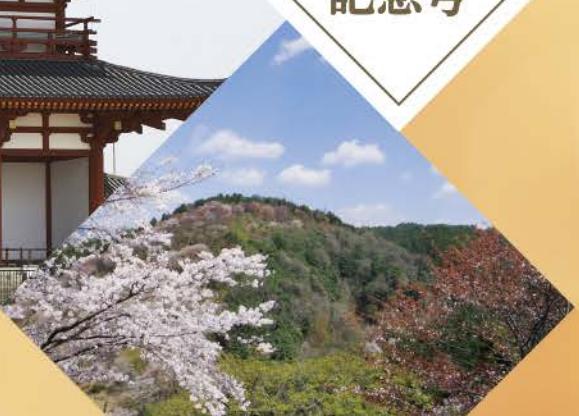
なら犯罪被害者支援センターは犯罪被害に遭われた方々をサポートしています

一人で悩まないで！
あなたのそばには、
わたしたちがいます。



なら犯罪被害者
支援センター

設立 20周年
記念号



20th
Anniversary

はじめに

平成13年（2001年）9月27日、奈良県で初めての民間被害者支援団体（以下「民間団体」と言います。）「なら犯罪被害者こころの支援センター」が天理大学内に誕生しました。これはセンターの前身で、センターは今年、設立20周年を迎えます。そこで、ハートニュース20周年記念増刊号の発刊に当たり、「こころの支援センター」の設立に大変ご尽力いただいた方々について少しご紹介させていただきます。

平成4年（1992年）3月、全国で初めてとなる民間団体「犯罪被害者相談室」が東京で設立されました。そして平成10年5月、全国各地で設立された民間団体が結集し「全国被害者支援ネットワーク」が設立されました。

平成12年、当時の奈良県警察本部長「綿貫 茂氏」は、犯罪被害者支援において民間団体が果たす役割の重要性を認識され、その調査を命ぜられました。そして、警察及び行政機関が連携して被害者支援に取り組むことを目的に設立されていた『なら被害者支援ネットワーク代表「故藤掛永良氏」』、同ネットワーク性被害者支援専門部会長「島本郁子氏」、天理大学心理学部教授「故堀尾治代氏」、同大学学生課長「高部正成氏」、奈良弁護士会被害者対策特別委員会委員長「秋本譲二氏」の5名が中心となり民間団体設立準備委員会を結成され、数々の課題を解決し、「こころの支援センター」の設立に至りました。なお、同センターの設立に当たり、代表には、特に社会貢献事業に力を注いでおられた南都銀行頭取「西口廣宗氏」が、副代表には秋本氏と、全国被害者支援ネットワーク理事「故三木善彦氏」が就任され、「こころの支援センター」設立から4日後の10月1日から週2回、天理大学心理学部の先生方や大学院生により電話相談が開始されたのです。

この20年間でセンターは大きく変わりました。適切に犯罪被害者支援が行える民間団体として県内で唯一、奈良県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受け、また、その活動が評価されて奈良県警察本部長、警察庁長官から感謝状をいただきました。これも偏に「こころの支援センター」設立にご尽力いただいた皆様のお力の賜と感謝申し上げますとともに、皆様に恥じないなら犯罪被害者支援センターとなるよう支援活動の更なる充実に努めて参りますことをお誓いいたします。

（※ご紹介した方々の肩書きは、いずれも当時の役職です。）

事務局長 東元 伸光

CONTENTS

*はじめに	1
*理事長挨拶	2
*奈良県知事ご祝辞	3
*奈良県警察本部長ご祝辞	4
*センター理事挨拶	5
*センターの沿革等	9
*犯罪被害者支援奈良県民のつどい開催状況	12
*相談・直接支援等件数の推移	13
*犯罪被害者等支援条例の制定状況	14
*支援活動員のアンケート結果	15
*設立20周年記念事業の紹介	17
*奈良県民のつどいの案内	18
*令和3年度(公社)全国被害者支援ネットワーク理事長感謝状受賞者	19
*寄付型自動販売機設置状況等	19
*賛助会員（企業等）・寄付者のご紹介	20
*感謝状等受賞者、正会員・寄付者	20
*犯罪被害者週間・ホンデリング・センター相談電話等の紹介	21

挨 捂

「設立30周年に向け大いなる飛躍を目指す」

理事長 森本 俊一



公益社団法人なら犯罪被害者支援センターは、平成13年9月27日、天理大学において「なら犯罪被害者こころの支援センター」として設立し、今年で20周年を迎えることができました。これもひとえに奈良県、奈良県警察及び市町村等の関係機関の皆様、そしてボランティアの支援活動員の皆様をはじめ組織運営に関わっていただきました多くの役職員の皆様、個人・法人の賛助会員の皆様のご支援とご協力の賜であると、心より感謝申し上げます。

私は、令和元年6月から理事長を務めさせていただいております。前理事長の西口廣宗様には、センター設立当初から18年の長きにわたり代表として、常に先頭に立ってセンターを牽引していただきました。そのご苦労は大変なものであったとお察ししますとともに、心より感謝申し上げます。

開設当初、センターは電話1本だけで、週2日の電話相談からはじめられたとお聞きしております。現在では、病院や警察等への付添支援をはじめとする直接支援、弁護士や臨床心理士等による専門相談など、犯罪被害者等のニーズに沿った幅広い支援活動が行えるまでに大きく成長することができました。また、開設当時の電話相談は、10月から翌年3月までの6ヶ月間で6件、平成14年度は33件で、社会的にもセンターの存在が認知されない状況でしたが、令和2年度は電話相談532件、面接相談61件、直接支援557件、専門相談40件の合計1,190件で、はじめて1,000件を超えた。さらに件数のみならず、支援させていただいた多くの犯罪被害者等の方々からは、「もっと早く支援センターを知っていれば良かった」等のお言葉をいただくなど、ボランティア団体として大変栄誉なことと喜んでおります。

ところで、新型コロナウイルス感染症のため大変多くの方が亡くなられ、今も多くの方が闘病生活を送っておられます。亡くなられた方々のご冥福を心からお祈りしますとともに、感染された方々の一日も早いご回復を願ってやみません。

東京オリンピック・パラリンピックは1年延期されて開催されましたが、各選手の高いパフォーマンスと活躍に世界中が沸き、盛況裡に終了されました。コロナに関するニュースが続く中、久々に明るい気持ちになったのは私だけではないと思います。このような記念すべき年にセンターは設立20周年を迎えることができました。この設立20年の節目を契機として、支援活動のさらなる充実と発展を図り、センターが眞に犯罪被害者等支援の中核としての役割を果たせるよう決意を新たにいたしております。皆様方には、今後とも一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご 祝 辞

奈良県知事 荒井 正吾



このたびは、公益社団法人なら犯罪被害者支援センターが設立20周年を迎えられましたことを心からお祝い申し上げます。

貴センターは、平成13年に「なら犯罪被害者こころの支援センター」として設立され、平成21年からは、奈良県公安委員会が指定する「犯罪被害者等早期援助団体」として長きにわたり犯罪被害者、そのご家族やご遺族の心情に寄り添い、きめ細やかで迅速な支援を続けてこられました。本県の犯罪被害者等支援の推進に多大なご尽力を賜っておりますことに、心から敬意を表する次第です。

さて、本県では平成28年度に犯罪被害者等の被害の早期の回復及び軽減を図り、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができる社会の実現に資することを目的として「奈良県犯罪被害者等支援条例」及び県の犯罪被害者等支援に関する取組を体系的に整理し、犯罪被害者等の多様なニーズに応じて、犯罪被害者等支援のための施策を総合的かつ計画的に推し進めるため、「奈良県犯罪被害者等支援計画」を策定し、様々な支援施策を進めてまいりました。

特に、貴センター並びに県警の三者主催、全市町村共催として毎年犯罪被害者週間に併せて実施している「犯罪被害者支援奈良県民のつどい」では、県民の犯罪被害者等とその支援への理解の促進を目指しています。また、平成28年度から実施している心理専門職派遣事業では、貴センター並びに奈良県臨床心理士会と連携し、犯罪被害者等へのカウンセリング支援の充実を図っているところです。貴センターには、日頃から多大なるお力添えをいただき感謝申し上げます。

犯罪被害者、そのご家族やご遺族の方がおかれる環境は、今もなお厳しい状況にあります。その被害を軽減し、社会の中で再び平穏な生活が営むことが出来るようになるためには、更なる支援の強化と、それを支える社会全体の気運を醸成する必要が依然としてあります。そのような中、今年4月には、県内全市町村において犯罪被害者等支援条例が施行されるなど、県内の支援体制は着実に進展しています。

県としましては、今後も引き続き、市町村や各機関・団体等との連携を深めながら、犯罪被害者等支援の推進に努めてまいりますので、一層のご理解・ご協力を願い申し上げます。

結びに、犯罪被害者等支援に携わる皆様方のご健勝・ご活躍と、公益社団法人なら犯罪被害者支援センターの今後ますますのご発展を祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。

ご 祝 辞

「奈良県における犯罪被害者等支援の中核として」

奈良県警察本部長 大橋 一夫



公益社団法人なら犯罪被害者支援センターが設立20周年を迎えられましたことに、心からお祝いを申し上げます。

貴センターにおかれましては、平成13年9月に「なら犯罪被害者こころの支援センター」として設立され、以来、20年の長きに亘り、犯罪や事故などの被害に遭われた方やそのご家族の心情に寄り添い、きめ細かな犯罪被害者等支援活動に取り組んでこられました。

この間、平成21年10月には奈良県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けられ、平成23年8月には公益社団法人の認定を受けられるなど、組織体制の充実に努めてこられた結果、多くの犯罪被害者等にとって心の拠り所となる組織として発展されたことは、貴センターにおける相談・活動件数の大幅な増加からも明らかであり、これまでのご尽力とご苦労に対し、心より敬意を表し感謝申し上げます。

「犯罪被害者等支援」と一言で申しましても、被害に遭われた方々のニーズは多岐に亘ります。

犯罪被害の早期回復と軽減を図るために、各種相談活動や病院・裁判所等への付添い、家事等の日常生活支援など、一人ひとりのニーズに柔軟に対応するとともに、平穏な生活を営むことができるまでの間、途切れのない支援を継続する必要があります。併せて、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況や当該状況を踏まえた施策実施の重要性等について周知するなど、犯罪被害者等支援に対する県民の理解と協力を得るための広報・啓発活動も非常に重要な活動であります。

貴センターは、これら支援活動の展開はもちろん、平成28年4月に奈良県及び大和郡山市に「犯罪被害者等支援条例」が施行されて以降、本年4月に県下全市町村において同条例が施行されるまでの間、継続して「犯罪被害者等支援条例」の制定・施行に大きく寄与されるなど、奈良県における犯罪被害者等支援の中核となる役割を担ってこられました。

県警察といたしましても、今後とも地方公共団体をはじめとした関係機関・団体や貴センターとの連携をより一層強化して、犯罪被害者等支援のための各種施策を展開し、犯罪被害者等が一日も早く平穏な生活を取り戻すことができるよう、また、その権利利益の保護が図られる「日本一安全で安心して暮らせる奈良の実現」を目指してまいりたいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願ひいたします。

最後になりましたが、なら犯罪被害者支援センターの益々のご活躍、ご発展を祈念申し上げ、お祝いの挨拶とさせていただきます。

なら犯罪被害者支援センター 設立20周年に際して

当センター理事 天理大学教授

千原 雅代



今年で、なら犯罪被害者支援センターが設立20周年を迎えると伺い、この数字の重みを改めて感じます。センターが立ち上がった当時は、まだ犯罪被害者支援という言葉すら一般にはあまり知られていませんでした。しかし、被害に遭われた方たちは存在し、どこにもぶつけようのない怒りと現実的な苦しみで、非常につらい思いをして過ごしてこられました。特に私が担当している性犯罪被害においては、被害にあったということを隠す人が少なからずおられ、声を上げるまでに5年から10年といった年月がかかることもよくありました。

そのなかでセンターが立ち上がり、電話相談や警察、裁判所等への付き添い、法律相談、心理相談など多彩な支援を行うことが可能となりました。最初に電話相談が開かれたのは、天理大学付属カウンセリングルームであり、そこで故堀尾治代先生らとともに、被害者の方の相談を受けたことを懐かしく思い出します。また、帝塚山大学の故三木善彦先生、現在も相談業務に携わっておられる大久保純一郎先生も臨床心理士として相談にあたってこられました。

私ども臨床心理士は、犯罪に巻き込まれ心的外傷を負われた方たちのお話を伺い、その圧倒的な体験がその方の人生に織り込まれていく過程に寄り添うよう努めます。その作業の根底にあるのはもう一度社会への信頼を取り戻すことです。しかし、その作業はカウンセリングだけでなされるものではありません。犯罪被害に遭われた方は、突然の圧倒的な暴力にさらされ、「なぜ私がこんな目に遭わねばならない?」という怒りと絶望と不安が極致に達することもあります。その崖っぷちでその方をもう一度前を向いて生きようと思わせてくれるのは、こんなことは許せないという怒りを共有してくれる人であり、専門的に学んでもその人に寄り添い何とか支えたいと思っている人たちです。それは、事務局や支援員のみなさま、そしてそれを背後で支えてこられた弁護士や県警をはじめとする多くの組織の方々、そしてセンターに寄付をしてくださる方々です。そのなかで性犯罪被害を乗り越え、今はお母さんになっておられる方もおられますし、元気に前を向いておられる方もおられます。

世の中は助け合いだと申します。今後も本センターの活動が広がり多くの皆さんのお力添えを受け、発展することを願ってやみません。

日頃の感謝を込めて

当センター理事（弁護士）

（なら被害者支援ネットワーク代表）

北條 正崇



設立20周年を迎えたこと、誠におめでとうございます。

私とセンターとのかかわりは平成16年から始まります。当時副代表であった弁護士に声を掛けて頂き、運営委員として参加させて頂きました。当時は天理大学2号棟の一室を事務室としてお借りしていましたが、現在、私は同じ2号棟の教室で「犯罪被害者支援論」の授業を担当し、学生に「犯罪被害はひとごとではない」とことを伝えています。これも大きなご縁と感じております。

設立10周年では「センターが奈良県の犯罪被害者支援になくてはならない存在にまで成長している」とコメントしました。理事長をはじめ役員の皆様、事務局・支援員の皆様の日々のご尽力により、その後もセンターは活動の質を高め、全国で注目されるほどに成長しています。

犯罪被害に遭われた方やご家族の多くが真っ先に直面するのが刑事手続です。ただでさえ縁遠い手続きであり、身体や精神にダメージを受けている被害者にとっては大きな負担となります。混乱している被害者がより適切な判断や行動ができるように、センターがいち早くつながり、寄り添った支援をしていくことが必要です。この時期の支援がその後の被害者の立ち直りに大きく影響します。これまで多くの支援に関わってきましたが、支援員の皆様の温かい思いやりのある支援によって、癒やされ、勇気づかれ、再び前を向いて生きていこうというお気持ちになられた被害者の方々を沢山見てきました。法律相談の場が笑顔であふれることも何度も経験しています。辛い思いをされてきた被害者の方々の安堵したお姿や笑顔を見ることができればこれほどうれしいことはありません。皆様にはこれからもご自身の個性を發揮され、温かく思いやりのある支援をして頂くことを期待しています。

センターの存在によって奈良の支援体制はかなり充実してきましたが、まだまだ被害者の多様なニーズに十分に応えられているとはいえないかもしれません。次の10年の課題として、支援内容の更なる拡充、コーディネーター機能のより一層の強化、刑事手続等が一段落した後の長期的な支援（見守り等）があげられます。私もセンターの一員として、引き続き皆様と一緒に力を尽くしてまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

設立20周年に寄せて

当センター理事（弁護士）

（奈良弁護士会犯罪被害者支援委員会委員長）

川真田 リエ



この度は、なら犯罪被害者支援センターにおかれましては設立20周年をお迎えになったとのこと、センターの皆様のご尽力の賜であり、長きにわたる継続的な支援活動に心より感謝を申し上げます。

当職がセンターの理事職を賜りましたのは平成26年度からではありますが、それ以前から、犯罪被害者支援活動において、センターには色々とお世話になっております。

この20年間でセンターの活動も様々な変化があったかと思いますが、近年は特に、性犯罪被害者のための相談等を始め、センターの支援活動の幅がますます広くなっているように思います。それだけ、犯罪被害者支援におけるセンターの担う役割が大きく、社会から必要とされているからだと思います。

特に、刑事司法の分野におきましては、平成20年12月から犯罪被害者等が刑事手続に参加する被害者参加制度が始まりましたが、被害者参加においては、センターによる犯罪被害者等と弁護士との橋渡しや、弁護士との打合せの付添、公判傍聴の付添等、センターの支援活動がますます重要になっています。犯罪被害者等にとっては、センターの支援員が親身に寄り添って支援をすることが非常に大きな支えになっており、その後の立ち直りに大きく寄与していると思います。特に公判期日では、弁護士は訴訟活動で法廷内にいるために犯罪被害者等と離れることがあり、このようなときにセンターの支援員に寄り添ってもらえることが、犯罪被害者等の安心につながっていることが少なくありません。

残念ながら、犯罪被害がなくなるということは望めないというのが現実だと思いますので、犯罪が発生したときに犯罪被害者等の支援が必要になるということには今後も変わりはなく、むしろ支援の拡充が更に必要になるものと思います。センターには、これからもセンターの支援を必要とされている犯罪被害者等のためにご尽力いただけれることと思いますが、そのための人材や予算もますます必要になります。犯罪被害者支援活動は、本来であれば、行政が責任を持って十分な予算措置、人材育成等を行ってなされるべきものだと当職は考えます。センターの支援を必要とされている犯罪被害者等のためにも、センターの活動のために必要な予算・人材等の更なる充実を切に願います。

設立20周年に寄せて



当センター理事 宮代 トシ子

1991年犯罪被害者給付金制度10周年記念シンポジウムに参加されていた「飲酒運転ひき逃げ事故」で息子さんを亡くされたお母さんは「被害に遭ってからの苦難の数々、そして何の支援もないこと」を切々と訴えられました。この発言が契機となり「被害者の精神的サポート、被害者保護から見た刑法の研究」が始まり、翌1992年「東京都民センター」が設立されました。我が国初の民間の犯罪被害者支援センターです。その後1996年警察庁の被害者対策要領の制定を機に各府県で設立され、2001年には奈良にも。奈良では今では故人となられた天理大学の堀尾治代先生はじめ諸先生方、また故人となられた奈良大学の藤掛永良先生、帝塚山大学の三木善彦先生。そして様々な分野の専門家の先生方の指導を仰ぎ、また早くから被害者支援に取り組んでこられた大阪や京都のセンター、前後して開設した近隣センターから学びを得ながら歩みを進めてまいりました。

事件や事故の被害に遭った方は「この悲しみ、苦しみ、怒り等々この苦悩から立ち直ることが出来るだろうか」と悩み孤独感に襲われます。先のお母さんも手記の中で「泣いて泣いて泣き暮らし涙を止める薬をくださいと精神科を受診しました」と述べておられます。

被害者支援センターは被害に遭った方に「あなたは一人ではないですよ。あなたの側に私たちがいます」と必要とする方に寄り添い、必要とする杖になること、その人が居るだけで心丈夫だと感じて貰える存在になることだと思います。あるDV被害に遭った女性は「私の結婚生活は幸せではなかったけれど、このセンターに出会えたことは幸せ。実家と思って遊びに来ます」と。またある被害者の方は「事件のことを知っている方と日常の何気ないお話が出来るのが嬉しい。癒されます。こんなに笑ったのは久しぶりです」と言ってくださいました。

被害に遭った方はそのことを忘れる事はないでしょう。でも日常生活は取り戻さなければなりません。その過程の中でちょっと疲れた時、ちょっと相談したいなと思った時、被害に遭ったことを知っているセンターに気軽に立ち寄ってリフレッシュし、笑顔になれる居場所でありたい思います。

「良き師」「良き本」「良き友」との出会いがその人の人生に影響を与えると言われます。過酷な人生を背負わされてしまった被害者の方と一時でも人生を共にしたセンターとして「良い出会いだった」と思って貰えるセンターであり続けることを願っています。

公益社団法人なら犯罪被害者支援センターの沿革等

年	月日	支援センターの沿革等	犯罪被害者支援関連の全国の動き
平成10年	5月9日		全国被害者支援ネットワーク設立
平成12年	5月19日		いわゆる犯罪被害者保護のための二法（「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」及び「犯罪被害者等の保護を図るために刑事手続きに付随する措置に関する法律」）公布
	11月20日		児童虐待の防止等に関する法律施行
	11月24日		ストーカー行為等の規制等に関する法律施行
平成13年	4月1日		少年法等の一部を改正する法律施行
	7月1日		犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律施行
	9月27日	なら犯罪被害者こころの支援センターを設立（天理大学内）	
	10月1日	電話相談を開始 (月曜・金曜 午後1時から午後5時まで)	
平成14年	4月1日		犯罪被害者等早期援助団体に関する規則施行
平成15年	10月3日		全国被害者支援ネットワークが10月3日を「犯罪被害者支援の日」と定める
平成16年	10月1日	事務所を開設（奈良市大森町 奈良県農協会館内）	
	12月8日		犯罪被害者等基本法公布（17年4月1日施行）
平成17年	12月27日		「犯罪被害者等基本計画」を閣議決定
平成18年	8月25日	第1期被害者等支援員（ボランティア）養成講座を開講	
平成19年	3月1日	奈良県知事が社団法人の設立許可 ※社団法人なら犯罪被害者支援センターに改名	
	4月1日	第1期被害者等支援員（ボランティア）24名を委嘱	
	11月28日	「犯罪被害者支援奈良県民集会」を開催 (※以後「犯罪被害者支援奈良県民のつどい」として毎年開催)	
平成20年	4月1日	事務所を移転（奈良市橋本町 奈良マーチャント・シードセンター）	
	7月1日		犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律施行
	11月27日	「第2回犯罪被害者支援奈良県民のつどい」を開催	
平成21年	2月4日	センター内に「犯罪被害者支援企業等連絡協議会」を設立	
	10月29日	「犯罪被害者等早期援助団体」に奈良県公安委員会が指定	
	11月25日	「第3回犯罪被害者支援奈良県民のつどい」・「犯罪被害者支援国民のつどい」を開催	

年	月日	支援センターの沿革等	犯罪被害者支援関連の全国の動き
平成22年	11月26日	「第4回犯罪被害者支援奈良県民のつどい」を開催	
平成23年	3月25日		「第2次犯罪被害者等基本計画」を閣議決定
	6月7日	中南和電話相談コーナーを開設（橿原市内膳町）	
	8月1日	奈良県知事が「公益社団法人」の認定	
	10月5日	センター設立10周年記念式典を開催	
	11月25日	「第5回犯罪被害者支援奈良県民のつどい」を開催	
平成24年	3月14日	事務所を移転 ※奈良市東向中町 経済会館内	
	11月28日	「第6回犯罪被害者支援奈良県民のつどい」を開催	
平成25年	11月22日	「第7回犯罪被害者支援奈良県民のつどい」を開催	
平成26年	3月26日	奈良県産婦人科医会と性被害・性暴力被害者の支援に関する協定締結	
	11月27日	「第8回犯罪被害者支援奈良県民のつどい」を開催	
平成27年	7月1日	『性暴力被害専用相談電話』を開設	
	11月27日	「第9回犯罪被害者支援奈良県民のつどい」を開催	
平成28年	3月22日	大和郡山市長とセンター理事長が「犯罪被害者等支援の連携・協力に関する協定」を締結	
	4月1日		「第3次犯罪被害者等基本計画」を閣議決定
			奈良県及び大和郡山市が犯罪被害者等支援条例施行
	9月27日	奈良県警察本部長から感謝状を授与	
	11月30日		国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行
	12月1日	「第10回犯罪被害者支援奈良県民のつどい」を開催	
平成29年	4月1日	「犯罪被害者等支援の連携・協力に関する協定」を締結（天理市長・川西町長・三宅町長・田原本町長・山添村長）	天理市・川西町・三宅町・田原本町・山添村が犯罪被害者等支援条例を施行
	7月23日		刑法の一部を改正する法律施行
	11月30日	「第11回犯罪被害者支援奈良県民のつどい」を開催	

年	月日	支援センターの沿革等	犯罪被害者支援関連の全国の動き
平成30年	4月1日	「犯罪被害者等支援の連携・協力に関する協定」を締結（橿原市長・平群町長・三郷町長・斑鳩町長・安堵町長・上牧町長・王寺町長・河合町長・高取町長・明日香村長）	橿原市・平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町・高取町・明日香村が犯罪被害者等支援条例を施行
	11月29日	「第12回犯罪被害者支援奈良県民のつどい」を開催	
平成31年	2月27日	「犯罪被害者等支援の連携・協力に関する協定」を締結（五條市長・野迫川村長・十津川村長）	
	3月29日	「犯罪被害者等支援の連携・協力に関する協定」を締結（生駒市長）	
	4月1日		奈良市・生駒市・五條市・野迫川村・十津川村が犯罪被害者等支援条例を施行
	4月25日	「犯罪被害者等支援の連携・協力に関する協定」を締結（奈良市長）	
令和元年	10月9日	性暴力被害者（女性）のための被服の提供を奈良県警察に委託	
	10月18日	警察庁長官及び全国被害者支援ネットワーク理事長から表彰状を授与	
	12月18日	「第13回犯罪被害者支援奈良県民のつどい」を開催	
令和2年	3月31日	「犯罪被害者等支援の連携・協力に関する協定」を締結（香芝市長・広陵町長）	
	4月1日		香芝市・桜井市・宇陀市・広陵町・大淀町・下市町・吉野町・御杖村・曾爾村・東吉野村・川上村・上北山村・下北山村・天川村・黒滝村が犯罪被害者等支援条例を施行
	4月24日	「犯罪被害者等支援の連携・協力に関する協定」を締結（桜井市長・宇陀市長・御杖村長・曾爾村長・東吉野村長）	
	6月1日	「犯罪被害者等支援の連携・協力に関する協定」を締結（大淀町長・下市町長・吉野町長・川上村長・上北山村長・下北山村長・天川村長・黒滝村長）	
	11月10日～13日	「第14回犯罪被害者支援奈良県民のつどい」～生命のメッセージ展：奈良市会場～を開催	
	11月24日～27日	「第14回犯罪被害者支援奈良県民のつどい」～生命のメッセージ展：香芝市会場～を開催	
令和3年	3月30日		「第4次犯罪被害者等基本計画」を閣議決定
	4月1日		大和高田市・葛城市・御所市が犯罪被害者等支援条例を施行
	4月20日	「犯罪被害者等支援の連携・協力に関する協定」を締結（大和高田市長・葛城市長・御所市長）	

犯罪被害者支援奈良県民のつどい開催状況

※第1回は「犯罪被害者支援奈良県民集会」

開催年月日	開催場所	開催内容
H19.11.28	なら100年会館中ホール	<ul style="list-style-type: none"> ○被害者支援フォーラム <ul style="list-style-type: none"> ・パネリスト 御手洗恭二氏・武るり子氏 ・コーディネーター 三木善彦氏
H20.11.27	奈良市ならまちセンター	<ul style="list-style-type: none"> ○基調講演 <ul style="list-style-type: none"> ・演題 「被害者支援に望むこと」 ・講師 河野義行氏
H21.11.25	やまと郡山城ホール	<p>「犯罪被害者週間国民のつどい奈良大会」及び「犯罪被害者支援奈良県民のつどい」として開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基調講演 <ul style="list-style-type: none"> ・演題 「犯罪被害者の置かれた現状と課題」 ・講師 岡本満寿美氏 ○パネルディスカッション <ul style="list-style-type: none"> ・パネリスト 岡本真寿美氏、林良平氏、宮代トシ子氏、吉村豊氏 ・コーディネーター 三木善彦氏
H22.11.26	奈良市ならまちセンター	<ul style="list-style-type: none"> ○基調講演 <ul style="list-style-type: none"> ・演題 「途切れない支援の重要性」 ・講師 土師 守氏
H23.11.25	やまと郡山城ホール	<ul style="list-style-type: none"> ○基調講演 <ul style="list-style-type: none"> ・講師 鈴木共子氏 ○映画上映 <ul style="list-style-type: none"> ・題名 「零（ゼロ）からの風」：田中好子主演
H24.11.28	奈良市ならまちセンター	<ul style="list-style-type: none"> ○基調講演 <ul style="list-style-type: none"> ・演題 「子どもたちを被害者にも加害者にもしないために」 ・講師 市原千代子氏
H25.11.22	なら100年会館中ホール	<ul style="list-style-type: none"> ○基調講演 <ul style="list-style-type: none"> ・演題 「性犯罪被害にあうということ」 ・講師 小林美佳氏
H26.11.27	奈良市ならまちセンター	<ul style="list-style-type: none"> ○基調講演 <ul style="list-style-type: none"> ・演題 「闇サイト殺人事件の被害者遺族となって」 ・講師 磯谷富美子氏
H27.11.27	やまと郡山城ホール	<ul style="list-style-type: none"> ○基調講演 <ul style="list-style-type: none"> ・演題 「突然の別れと悲しみからの再生～犯罪被害の現場から～」 ・講師 入江 杏氏
H28.12.1	奈良県文化会館	<ul style="list-style-type: none"> ○基調講演 <ul style="list-style-type: none"> ・演題 「オリンピックへの道～交通被害をのりこえて～」 ・講師 石黒由美子氏
H29.11.30	田原本青垣生涯学習センター	<ul style="list-style-type: none"> ○基調講演 <ul style="list-style-type: none"> ・演題 「犯罪被害者遺族として思うこと」 ・講師 清家政明氏
H30.11.29	かしはら万葉ホール	<ul style="list-style-type: none"> ○基調講演 <ul style="list-style-type: none"> ・演題 「私達を救ってくれた支援のちから」 ・講師 清水誠一郎氏
R1.12.18	なら100年会館中ホール	<ul style="list-style-type: none"> ○基調講演 <ul style="list-style-type: none"> ・演題 「思いやりで社会を変える～飲酒運転撲滅への願い～」 ・講師 山本美也子氏
R2.11.10 R2.11.24	近鉄奈良駅前行基広場 香芝市ふたかみ文化センター	<ul style="list-style-type: none"> ○生命（いのち）のメッセージ展 ※各会場とも4日間開催
R3.12.5	※予定 奈良公園バスターミナル レクチャーホール	<ul style="list-style-type: none"> ○センター設立20周年記念特別講演 <ul style="list-style-type: none"> ・演題 「かけがえのない命 楓と過ごした7年の日々 ～変わらない記憶の中の楓の笑顔と変わらない遺族の想い～」 ・講師 犯罪被害者（有山楓ちゃん）の父 ・コーディネーター 角谷智子氏





電話相談・面接相談・直接支援・専門相談の推移

センターは、平成13年10月1日から電話相談・面接相談を開始しました。当初の2年間は週2日（月曜・金曜）午後1時から午後5時まで、初年度は半年間で電話相談が6件でした。平成15年度から18年度は相談日を週3日に増やしました。さらに、被害者支援に従事するボランティアを募集し、養成講座を修了した24名を平成19年4月1日、被害者等支援員に委嘱しました。以後、原則として毎年ボランティアを募集し、相談及び支援体制の充実を図っています。

また、奈良県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体^(※1)の指定を受けた平成21年10月以降は、直接支援件数が大幅に増加しました。

なお、令和2年度の件数の増加は、警察からの情報提供件数が増加したためで、総件数がはじめて1,000件を超えました。



※1「犯罪被害者等早期援助団体」とは、営利を目的としない民間団体のうち、公安委員会が、適切に犯罪被害者等支援が行えると認めた団体を指定するもので、犯罪被害者等早期援助団体は、犯罪被害者等の同意を得て、警察から犯罪被害に関する情報の提供を受けることができます。

犯罪被害者等支援条例の制定状況

経緯

センターでは平成21年、犯罪被害者等基本法に基づき、県や市町村において「地域の状況に応じた犯罪被害者等のための施策」を講じるための条例を全国に先駆けて制定いただくため、センターの理事がすべての市長に働きかけました。

その後、ご子息を交通事故で亡くされたご遺族が専門家のアドバイスを受け、奈良県議会と大和郡山市議会に対して「犯罪被害者等支援条例の制定を求める請願」をされたのです。この請願に至るまでは大変なご苦労があったと聞いておりますが、この活動が大きく影響し、平成28年4月1日、奈良県及び大和郡山市において「犯罪被害者等支援条例」が施行され、これに続いて警察、センターが連携して働きかけた結果、令和3年4月1日をもって、県下すべての市町村で同条例が施行されました。

犯罪被害者等支援条例の特徴

本県における同条例の特徴は、すべての市町村で次の見舞金規定が設けられていることです。

○ 遺族見舞金 300,000円

犯罪被害により死亡されたご遺族に支給されます。ご遺族の範囲は条例または施行規則で定められています。

○ 傷害見舞金 100,000円

犯罪被害により加療1ヶ月以上の傷害を負われた被害者に支給されます。

なお、市町村によって見舞金の支給要件が異なります。詳しくは、市町村の同条例を担当する窓口にご確認ください。

※ センターでは、犯罪被害者等の方の要望により、見舞金申請等における窓口への付添支援を行っています。

被害者支援に関する連携協力に関する協定

条例に基づき、すべての市町村とセンターの間で、「犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定書」を締結しています。これにより、市町村とセンターが連携して犯罪被害者等の方々に対する支援を行うことができるようになりました。

奈良県及び県内市町村の犯罪被害者等支援条例の制定状況

施行年	自治体名	自治体数
2016年(H28)	奈良県 大和郡山市	1県1市
2017年(H29)	天理市 山添村 川西町 三宅町 田原本町	1市3町1村
2018年(H30)	橿原市 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 上牧町 王寺町 河合町 高取町 明日香村 野迫川村 十津川村	1市8町3村
2019年(H31)	奈良市 生駒市 五條市	3市
2020年(R2)	桜井市 香芝市 宇陀市 曽爾村 御杖村 広陵町 吉野町 大淀町 下市町 黒滝村 天川村 下北山村 上北山村 川上村 東吉野村	3市4町8村
2021年(R3)	大和高田市 御所市 葛城市	3市

被害者支援活動支えるボランティア支援活動員のアンケート結果です

▼ 支援活動員の男女構成



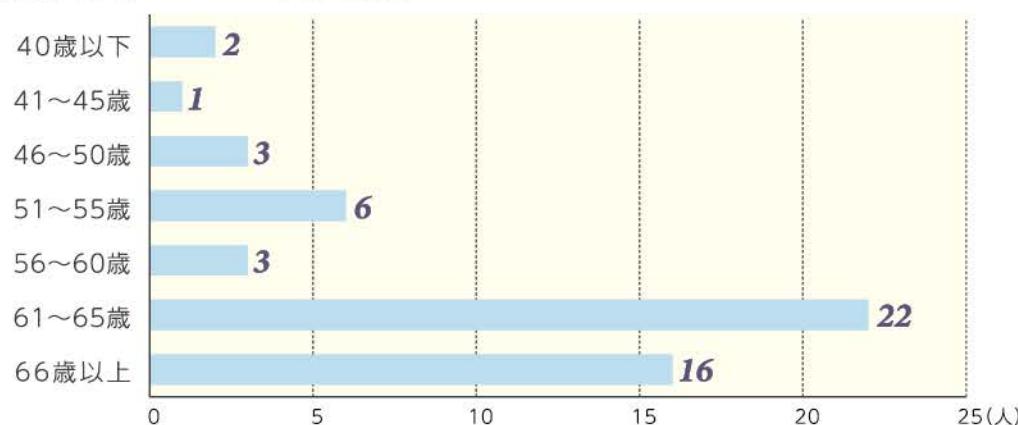
センターでは、専任及びボランティアの計67名で被害者支援活動に従事しています。

今回、支援活動員から以下の項目について回答いただきました。

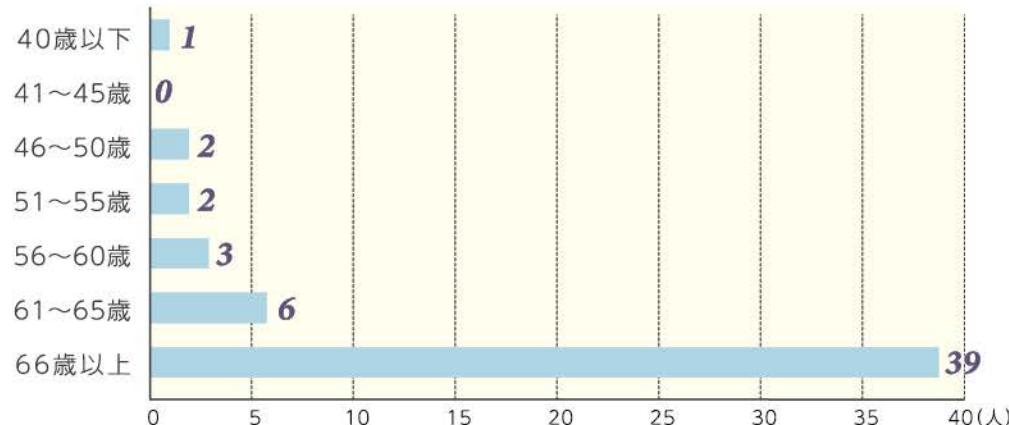
なお、紙面の都合上、すべての項目について掲載することができませんでした。

(回答率は約71%)

▼ 支援活動員になった年齢構成



▼ 令和3年4月現在の年齢構成



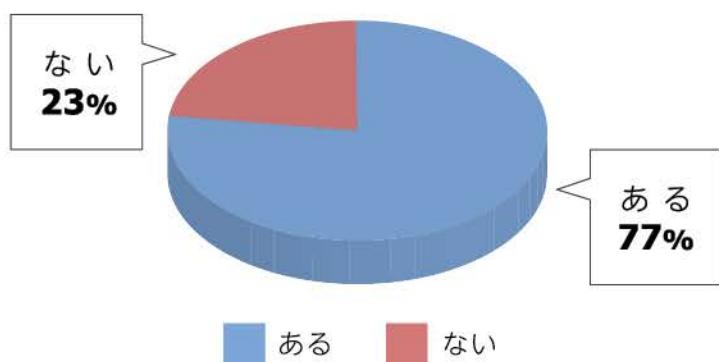
▼ センターを知った理由別の人数



▼ 支援活動員になろうとした動機



▼ 被害者支援以外のボランティア経験の有無



▼ センターとして充実すべき活動内容



設立20周年記念事業

1 ホームページを一新しました。

パソコンのほか、スマートフォンからも大変閲覧しやすくなっています。

検索は「なら犯罪被害者支援センター」又は「NVSC. JP」から。是非一度ご覧ください。



<https://nvsc.jp/>

2 警察署に「犯罪被害者週間」の懸垂幕を掲出します。

毎年、11月25日から12月1日は「犯罪被害者週間」です。センターでは、この週間に広く県民の方々に周知することを目的に広報用の懸垂幕を制作し、県下の各警察署の壁に設置いただいています。



11月25日～
12月1日は 犯罪被害者週間です
セントラル・犯罪被害者支援センター
0742-24-0783

※この写真はイメージです。

令和3年度 犯罪被害者支援 奈良県民のつどい

犯罪被害者支援に関する県民の理解を深めるため、下記のとおり開催します。

(公社)なら犯罪被害者支援センター設立20周年記念 特別講演

日 時 令和3年 12月5日（日）
13:30～15:30
受付 13:00～

定 員 100名
県内在住者に限ります
応募多数の場合は抽選

会 場 奈良公園バスターミナル
レクチャーホール
奈良市登大路町76番地 奈良県庁東側

参加費 無料

プログラム ※手話通訳配置予定

第一部 開会式典
第二部 特別講演

演題 かけがえのない命 楓と過ごした7年の日々
～変わらない記憶の中の楓の笑顔と
変わらない遺族の想い～

講師 犯罪被害者（有山楓ちゃん）の父

コーディネーター 奈良県警察本部警務部県民サービス課
犯罪被害者支援室室長補佐 角谷 智子



特別講師の紹介

講師は、平成16年11月17日に奈良市内で発生した「小学生女児誘拐殺害事件」の被害女児のお父さんです。

この事件を受け、全国的に登下校時の子ども安全対策が強化されるようになりました。

また、奈良市では、平成17年1月から毎月17日を「子ども安全の日」と定め、毎年11月17日には、被害女児の冥福を祈り、二度とこのような事件が起こらないことを願って、「地域の子どもは地域で守る取組」の推進を図ることを目的に「子ども安全の日の集い」が開催されています。

今年で事件から17年が経ちます。「事件を風化させたくない。」「このようなつらい思いは誰にもしてほしくない。」との思いから、講演を受けていただきました。

今回の講演は、対談形式でお話しいただきます。

いのち 生命のメッセージ展

イオンモール大和郡山会場

日時：令和3年11月16日（火）10:00～15:00

場所：奈良県大和郡山市下三橋町741

イオンモール大和郡山 1階 北小路コート



イオンモール高の原会場

日時：令和3年11月17日（水）11:00～15:00

場所：京都府木津川市相楽台1丁目1番1

イオンモール高の原 2階 平安コート



◆新型コロナウイルス感染症の流行とそれに伴う社会情勢などを受け、上記は中止・変更となる場合があります。

令和3年度公益社団法人全国被害者支援ネットワーク理事長 感謝状受賞者のご紹介

長年にわたり犯罪被害者支援活動にご尽力いただいた次の方々に、公益社団法人全国被害者支援ネットワーク理事長椎橋隆幸から感謝状が贈られました。

菊池 武之祐 様 (奈良トヨペット株式会社代表取締役社長)
北條 正崇 様 (弁護士)

寄付型自動販売機設置のお願い

寄付型自動販売機で清涼飲料水を購入いただくと、売上金の一定額がセンターに寄付いただけます。寄付金は、センターが行う犯罪被害者等支援活動に使わせていただいています。

本年、損害保険会社4社において、新たに寄付型自動販売機を設置いただきました。奈良県内では、現在106台の寄付型自動販売機を設置いただいているます。

事業者等の皆様には、寄付型自動販売機の新規設置または変更にご協力をお願いいたします。



損害保険ジャパン(株)様



あいおいニッセイ同和損害保険(株)様



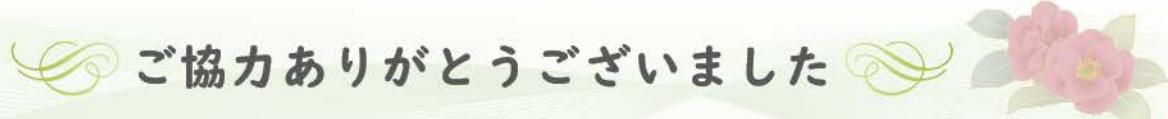
三井住友海上火災保険(株)様



東京海上日動火災保険(株)様

◆ 寄付型自動販売機設置にご協力いただいている皆様 ◆

奈良県警察本部関連施設	大和ガス株式会社	ワールドウイング奈良
奈良県警察学校	奈良トヨペット株式会社	ヤマトー商事株式会社
奈良県運転免許センター	奈良トヨペット各営業所	JAならけんファーマーズマーケット
県下の各警察署	ネツツトヨタ奈良各営業所	オークワスーパー生駒上町店
奈良市防災センター	三和澱粉株式会社	まほろばキッチンJR奈良駅前店
王寺町地域交流センター	三和運輸株式会社	磐城自動車株式会社
三宅町役場	奈良介護福祉中央学院	葛城市長尾自治会
下市町役場	介護付老人ホームやまと	ベルタウンいこま1階
下市温泉秋津荘名水館	天理よろず相談所病院	ベルテラスいこま3階
道の駅 大淀iセンター	学校法人東大寺学園	損害保険ジャパン(株)
奈良県信用保証協会	株式会社奥村組建設現場	東京海上日動火災保険(株)
株式会社南都銀行	奈交フーズ株式会社	三井住友海上火災保険(株)
大和信用金庫	三和建設株式会社	あいおいニッセイ同和損害保険(株)
関西電力株式会社	サンワ商事株式会社	



賛助会員（法人・団体）

あ行	さ行	な行	は行
あいおいニッセイ同和損害保険(株)	阪口工業(株)	(株)中井メリヤス	花松印刷(株)
(株)アイワ	酒本産業(株)	(株)中尾組	(株)ハヤシ・ニット
アスカ美装(株)	佐藤物産(株)	(株)ナカガワ	東吉野村まちづくりNPO
(株)アスマ	佐藤薬品工業(株)	なかよしの掃除に学ぶ会	(株)疋田建設
安全ロックシステム	三和運輸(株)	奈文サービス(株)	(株)飛天
生駒交通(株)	三和住宅(株)	奈文自動車整備(株)	(株)平井真美館
生駒商工会議所	三和商事(株)	奈良豊澤酒造(株)	福井水道工業(株)
(株)いせや	三和澱粉工業(株)	奈良近鉄タクシー(株)	(株)福本設計
(株)イムラ封筒	GMB(株)	(一社)奈良県医師会	福和商事(株)
岩本洋二税理士事務所	(株)シードコンサルタント	奈良県花き植木農業協同組合	(株)フューチャーコーポレーション
梅乃宿酒造(株)	(株)JITSUGYO	(一社)奈良県銀行協会	農事組合法人ふるさと明日香
ウラベ商事(株)	(有)スギムラ不動産	(一社)奈良県経済俱楽部	(社医)平成記念病院
(株)NKKセキュリティ	(株)セイコー社	奈良県警友会連合会	(株)ホンダ商会
尾浦自動車(株)	(学)聖心学園	奈良県建築労働組合	
(医)慈生会 岡村産婦人科	(一社)生命保険協会 奈良県協会	(一財)奈良県交通安全協会	
か行	た行	奈良県産婦人科医会	
(株)柿の葉すし本舗 たなか	(株)大紀	奈良県自動車整備工業協同組合	
(株)鍛治田工務店	大協(株)	奈良県自動車販売店協会	
香芝市商工会	大光宣伝(株)	奈良県信用金庫協会	
樋原オーカーホテル	大興ホールディングス(株)	奈良県信用保証協会	
樋原観光ホテル	ダイドードリンコ(株)	奈良県中小企業団体中央会	
樋原商工会議所	ダイヤ製薬(株)	(公社)奈良県トラック協会	
樋原神宮	(株)たいよう共済 奈良支店	奈良県農業協同組合中央会	
樋原タクシー(株)	大和ガス(株)	奈良県農業協同組合	
春日大社	高市製薬(株)	奈良県遊技業協同組合	
(株)春日ホテル	(株)タカキタ	奈良県臨床心理士会	
葛城木材産業(株)	高木包装	奈良交通(株)	
かねまつ建設(株)	田村薬品工業(株)	(有)奈良コンタクトレンズセンター	
上武建設(株)	竹茗堂左文	(株)奈良自動車学校	
河村織維(株)	中央総合警備(株)	(社福)奈良社会福祉院	
(宗)元興寺	千代酒造(株)	奈良商工会議所	
(一財)関西生前整理協会	つけもと(株)	国際ゾンタ 奈良ゾンタクラブ	
共同精版印刷(株)	(有)つる由	奈良ダイハツ(株)	
共立薬品工業(株)	テクノパーク・なら工業団地運営協議会	奈良中央信用金庫	
近鉄グループホールディングス(株)	(学)帝塚山学園	(株)奈良トヨタCDSテクノ	
(医)果恵会 恵王病院	(株)寺田ポンプ製作所	奈良トヨタ(株)	
(社医)大和清寿会 (医)健和会	(宗)天理教	奈良トヨペット(株)	
(株)コアズ 奈良支社	東京海上日動火災保険(株)	(株)奈良保健衛生社	
(株)公益社	東洋精密工業(株)	(株)奈良ホテル	
広陵化学工業(株)	トヨタL&F奈良(株)	(株)奈良マツダ	
広陵町商工会	(株)トヨタレンタリース奈良	西川板金	
(医)青心会 郡山青藍病院		(社医)松本快生会 西奈良中央病院	
五條地方明るいまちづくり対策協議会		(株)ニシベケミカル	
(株)ゴセケン		ネッツトヨタ奈良(株)	
御所興産(株)		(株)ノア技術コンサルタント	
(株)駒井製作所			
小山(株)			
			ら・わ行
			(株)リフレ館
			(有)ワールドセキュリティーサービス
			和興産業(株)

ご寄付

(法 人)	(個 人)
三和澱粉工業(株)	奈良県遊技業協同組合
奈良トヨペット(株)	近藤 孝夫
奈良市公友会	高橋 康
(一財)大井伊助積善会	福井 武郎
奈良香芝・広陵地区警察官友の会	
樋原地区警察官友の会	
(株)大和農園ホールディングス	

お願い

名簿に記載漏れ、誤字、脱字等の不備がございましたらご容赦ください。
その節は、恐れ入りますが事務局までご連絡をお願いします。



犯罪被害者週間

令和3年3月30日に閣議決定された
第4次犯罪被害者等基本計画において、

毎年11月25日～12月1日

までを「犯罪被害者週間」と定め、犯
罪被害者支援に関する県民等の理解を
深めるための施策を集中的に実施され
ます。

奈良県では、センターと奈良県及び
奈良県警察の主催により、本ニュース
18ページで紹介した

- ・生命のメッセージ展
- ・式典及び特別講演

を開催します。

賛助会員 寄付等のお願い

センターの活動資金の多くは、贊助
会費とご寄付により賄っています。
みなさまのご理解とご協力をお願
いいたします。

賛助会費（年）

個人	1口 3,000円
企業	1口 10,000円
団体	

*1口以上でお願いします。

*賛助会費、寄付金には税制上の
優遇措置があります。

詳しくは、事務局までお問い合わせ
ください。

センター相談電話

奈良相談電話

0742-24-0783 (ゼロナヤミ)

月曜日～金曜日
10:00～16:00

中南和相談電話

0744-23-0783 (ゼロナヤミ)

月曜日・火曜日
10:00～16:00

性暴力被害専用電話

090-1075-6312

月曜日～金曜日
10:00～16:00

犯罪被害者等電話相談全国共通ナビダイヤル～全国被害者支援ネットワーク

0570-783-554 (なやみはここよ) 毎日(12/29～1/3を除く) 7:30～22:00

ホンデリング

～本でひろがる支援の輪～



お申込み方法

- 不要になった書籍を段ボールや紙袋に詰めます。

裏面の申込書をご記入の上、本と一緒に入れます。

※ダンボールが複数になる場合でも、申込用紙は一枚で大丈夫です。

※古本は5冊から、着払いで受け付けます。

※1冊未満の方は、保護者の方にお願いしてお申込みください。

以下の本は取り扱いませんので、
ご注意ください。

※CDやDVD、音楽CD、音楽DVD、個人出版

の本、マンガ雑誌、一般雑誌は取り扱いません。



ISBN978-4-1234-5678-9

ISBN記入

- 株式会社パリューブックス 0120-826-295 に電話。
「ホンデリングに申し込みたいのですが…」

電話受付時間
月～土 10:00～21:00

※マイナーホームの電話を手配します。

※古本は5冊から、着払いで受け付けます。

- 株式会社パリューブックスにて、市場価格を考慮して査定され、
買い取り相当額が、株式会社パリューブックスから
公益社団法人 全国被害者支援ネットワークに寄付されます。

奈良県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

(公社)なら犯罪被害者支援センター

〒630-8215 奈良市東向中町6番地

奈良県経済俱楽部 経済会館4階

事務局：TEL 0742-26-6935

FAX 0742-95-7560

「ハートニュース 2021年

秋号・Vol.32」

発行責任者：福井 学

編 集：ハートニュース制作委員会

発 行 日：令和3年11月

